平成２９年（フ）第３１８号
札幌市手稲区富丘１条４丁目８番８号　ロジェ富丘202号
債務者　髙木　　誠
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３１号
札幌市白石区菊水６条１丁目６番20号　コーポくまざわ201号
債務者　堂端まさ子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３６号
札幌市中央区南18条西９丁目２番11―502号
債務者　池　ます子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３４５号
札幌市白石区南郷通７丁目南４番13号　サニープレイス南郷７―405号室、住民票上の住所札幌市手稲区新発寒２条２丁目1117番地１サーム発寒Ｖ―220号
債務者　髙山　恵子（旧姓小玉）
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３５６号
札幌市中央区北14条西15丁目７番36―３号
債務者　蓮池　　豊
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３５７号
北海道石狩市花川南３条４丁目146番地Ｄ―ｅｄｇｅ　Ｂ号
債務者　美野　　恵（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６１号
札幌市厚別区青葉町16丁目２番23号　ヴェルディ青葉Ｅ202号
債務者　吉田　成光
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６２号
札幌市白石区栄通15丁目13番８号　ラフォーレ36―201号
債務者　阿部扶美子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６７号
札幌市清田区北野７条５丁目２番15号
債務者　菜島　康高
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７１号
札幌市東区北19条東21丁目１番５号　北洋ハイツ202号
債務者　北風伊久子（旧姓池口）
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３８６号
札幌市中央区南２条西18丁目291番地73　フェリス円山102号
債務者　黒田　夏実
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４０３号
北海道恵庭市島松寿町２丁目30番地５
債務者　大西　光司
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５号
北海道河東郡士幌町字中士幌西２線73番地
債務者　佐々木正行
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
群馬県前橋市下小出町２丁目44番地４　第３五十嵐マンション　205号
債務者　鈴木　豊秋
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１号
群馬県沼田市東倉内町227番地甲２　セレニータ・カーサ201号
債務者　岩崎　倫祥
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第２号
群馬県沼田市東倉内町227番地甲２　セレニータ・カーサ201号
債務者　岩崎由美子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
神奈川県座間市入谷４丁目３番地の１　グランバリュー座間210号
債務者　渡辺美奈子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部